

宝塚市地域版防災マップ作成補助金制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宝塚市（以下「市」という。）が、地域における防災対策の実践活動を促進し、宝塚市民の防災力の向上を図るため、地域内及び避難場所を含めた範囲で防災活動に必要な情報を記載した地域版防災マップを作成する活動を支援する事業（宝塚市地域版防災マップ作成補助金制度。以下「本制度」という。）の実施に関して必要な事項を定める。

(補助金交付の対象)

第2条 補助の対象となる団体は、次の要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 自治会

イ まちづくり協議会

ウ その他、地域で防災活動を実施している団体

(2) 預金口座を有する団体であること。

(3) 主要な構成員が市民（在勤・在学者を含む。）であること。

(4) 営利を目的としないこと。

(5) 定款、規約、会則その他の定めにより、団体としての運営上の規律が確立されていること。

(6) 政治的活動、宗教的活動等を目的とする団体でないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、地域版防災マップを作成する際の印刷・製本費とする。

(補助金の額)

第4条 本制度における補助金の額は、補助対象経費の2分の1以下とし、市長が、市の予算の範囲内において決定する。ただし、1件について5万円を上限とする。

(補助金対象事業の申請)

第5条 補助対象事業の申請に関する事項の詳細については、別に募集要項において定める。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、応募要項において定める期間内に、宝塚市地域版防災マップ作成補助申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 補助金の申請は、申請団体の地域版防災マップの策定につき1回、変更各回につき各1回を限りとする。ただし、地域版防災マップの策定又は変更についてこの要綱に基づく補

助金の支給を受けた団体は、その支給を受けた年度の翌年度及び翌々年度においては、この要綱に基づく補助金の支給を受けることができない。3 他の機関・団体等から補助対象経費について助成金等を受ける場合は、当該助成金等については、補助対象経費から本制度の補助金を差し引いた額を超えない範囲とする。

(補助金の交付の決定及び通知等)

第7条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定をし、申請団体に通知するものとする。

2 市長は、補助金交付の決定をする場合に補助金交付の目的を達成するため必要と認めるときは、条件を付することができる。

3 補助金の支払いについては、補助対象事業完了後、一括払いとする。

(補助対象事業の中止等)

第8条 補助金の交付の決定を受けた団体（以下「補助対象団体」という。）は、補助対象事業を中止しようとするときは、宝塚市地域版防災マップ作成補助事業中止届け（様式第2号）を速やかに市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助対象団体は、補助対象事業が完了したときは、宝塚市地域版防災マップ作成補助事業完了報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、事業終了後30日以内に、市長に提出しなければならない。

(1) 地域版防災マップ2部

(2) 領収書又はその写し

(3) 地域版防災マップ作成風景など活動がわかる写真など

(終期等)

第10条 この要綱に基づく補助制度の終期は、宝塚市補助金交付基準に基づき、特別な事情がない限り令和6年（2024年）3月31日とする。

2 前項に規定する終期が到来したときは、市は補助金交付について再検討をし、継続又は廃止を決定するものとする。

(補則)

第11条 この要綱及びこれに基づく応募要項並びに補助金等の取扱いに関する規則（平成元年規則第19号）に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、別に市長が定める。

附則

この要綱は、平成25年7月12日から施行する。

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年7月19日から施行する。